医療法人　讃生会　訪問リハビリテーションしらかば

利用料金表（介護保険による訪問リハビリテーション）

（令和８年６月１日現在）

	単位	１割負担	２割負担	３割負担
訪問リハビリテーション費 **（要介護者）** １回あたり 20 分以上	20 分の場合 308 単位	308 円	616 円	924 円
	40 分の場合 616 単位	616 円	1232 円	1848 円
介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費 **（要支援者）** １回あたり 20 分以上	20 分の場合 298 単位	298 円	596 円	894 円
	40 分の場合 596 単位	596 円	1192 円	1788 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（※1） 7 年以上勤続の職員を配置している場合	20 分の場合 6 単位	6 円	12 円	18 円
	40 分の場合 12 単位	12 円	24 円	36 円
介護職員処遇改善加算 **基本報酬×1.5%（1 円未満切り捨て）** 介護職員・事業所の賃金向上、職場環境の改善目的	20 分の場合 約 4.5 単位	約 4.5 円	約 9 円	約 13.5 円
	40 分の場合 約 9 単位	約 9 円	約 18 円	約 27 円
介護予防訪問リハビリテーション 12 月超減算 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防リハビリテーションを行った場合（ただし、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用することで減算は行わない）	20 分の場合 −30 単位	−30 円	−60 円	−90 円
	40 分の場合 −60 単位	−60 円	−120 円	−180 円
事業所医師診療計画未実施減算 事業所の医師がリハビリテーションの作成に関わる診療を行わなかった場合	20 分の場合 −50 単位	−50 円	−100 円	−150 円
	40 分の場合 −100 単位	−100 円	−200 円	−300 円
短期集中リハビリテーション実施加算 退院日、退所日または認定日から 3 月以内 週 2 日以上　1 日 2 回以上（※2）	200 単位/日	200 円	400 円	600 円

	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
リハビリテーションマネジメント加算（イ） リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有しリハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告 （要介護者）（※3）	180 単位/月	180 円	360 円	540 円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） （イ）の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出	213 単位/月	213 円	426 円	639 円
リハビリテーション実施計画書を事業所の医師が説明 加算（イ）（ロ）に加え 270 単位を加算	270 単位/月	270 円	540 円	810 円
退院時共同指導加算 理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合。（当該退院につき 1 回に限る）	600 単位	600 円	1200 円	1800 円

（※1）サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

（※2）短期集中リハビリテーション加算は、利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると事業所の医師が判断した場合に基本報酬に加算して算定します。

（※3）リハビリテーションマネジメント加算は、質の高いサービスの提供のために多職種が共同して行なう一連の取り組み（リハビリテーションマネジメント）を実施した場合に基本報酬に加算し算定します。

・その他の費用

日常生活訓練時の住宅設備や治療器具等の電力および食材料費、衛生材料費等の利用者が負担する事が適当と認められる費用については必要に応じて実費負担や提供をして頂きます。

また、利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

複写物の交付	実費料金　30 円

通常の事業の実施地域を超えてサービスの提供を行った場合の交通費については、通常の訪問実施地域を超える場合、一律 500 円を交通費として頂きます。

移動手段	負担していただく交通費
自動車	**（※1）**通常の訪問実施地域外の場合　　一律　500 円

（※1）通常の訪問実施地域：網走市内